

令和2年度八王子市農業委員会第3回総会会議録

- 1 開催年月日 令和2年6月29日 月曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後2時45分 まで
- 4 出席委員 (18名)

農業委員会委員

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一   | 2 番 熊 澤 治 彦  |
| 3 番 青 柳 有 希 子 | 4 番 中 西 伸 夫  |
| 5 番 原 島 元 義   | 6 番 有 竹 満 次  |
| 7 番 小 林 裕 恵   | 8 番 菱 山 史 郎  |
| 9 番 坂 本 真 一   | 10 番 田 中 政 博 |
| 11 番 村 松 徹    | 13 番 山 田 正   |
| 14 番 門 倉 豊    |              |

農地利用最適化推進委員

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂   | 18 番 福 田 一 訓 |
| 21 番 石 川 研   |              |

- 5 欠席委員 (4名)

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 12 番 峰 尾 達 雄 | 19 番 三 上 正 治 |
| 20 番 町 田 裕 通 | 22 番 井 上 正 芳 |

- 6 事務局職員出席者

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 事務局長 山 崎 光 嘉 | 課 長 須 藤 文 夫 |
| 主 査 上 原 裕 之  | 主 査 篠 原 勝 久 |
| 主 任 萩 原 健 太  | 主 任 原 清 貴   |

令和2年度(2020年度)  
八王子市農業委員会 第3回総会 議題

(令和2年6月29日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について
- 第5 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

【審議案件】

- 第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第8 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

【報告案件】

- 第9 農地の賃貸借の合意解約について
- 第10 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和2年度八王子市農業委員会第3回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第12番峰尾達雄委員、第19番三上正治委員、第20番町田裕通委員、第22番井上正芳委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」  
5月1日から5月31日までの届出分（7件）  
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」  
5月1日から5月31日までの届出分（22件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。  
事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。  
（1件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（願出地が農業経営を引き続き行っていること 8件）

議長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第5「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を報告。（1件）

議長 報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。

農業委員 特例農地のことについて、教えていただきたい。特例農地は今後増えることはないと聞いています。まだ市内にはかなり残っているのでしょうか。どのくらいあるのでしょうか。

事務局 特例農地についてですが、市街化区域外で平成21年12月14日までの相続で相続人が20年間営農を継続したときに免除となる事案です。特例農地について、今後増える見込みはございません。

農業委員 今後、代替わりをするときに何らかの猶予の延長などはあるのでしょうか。

事務局 ございません。

農業委員 市街化区域外の農地なので税金の免除を受ける程高くないからなのでしょうか。

事務局 市街化区域と市街化区域外とでは制度が変わってきます。

農業委員 相続税の納税猶予については、終生になったので市街化区域外は20年の期限はありません。

事務局 市街化区域外で、平成21年12月14日までの相続は、相続後20年間営農継続していれば免除となりました。これからの話としては、20年間営農継続しても免除制度はありません。

農業委員 現在の制度は、終生なので死ぬまで営農すれば免除となります。新たな相続があった場合は、次の世代が免除を受けるか受けないかの選択をすることになります。

議 長 それでは進行します。

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手1について、住所は小比企町、設定する土地は小比企町の土地11筆、計3,331㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

貸し手2について、住所は小比企町、設定する土地は小比企町の土地3筆、計729㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

借り手について、住所は大和田町六丁目、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は4,060㎡。主たる経営作物は露地野菜・果樹、農業従事者は1人、農業作業日数は年間250日。

議 長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

6月11日、事務局及び農林課の担当職員で現地調査を行いました。その際、借り受け人から今後の作付計画等を伺いました。

この2年間は、土地に合った品種を探すことに注力していたことや天候不良もあり、安定した農業生産ができているとは言い切れませんでした。今回は土地の状況に合った作物や品種、イチジクであれば、収量が見込める「榊井ドーフィン」に集約したり等の研究をし、栽培し、出荷されていることが確認できました。

小比企町の4筆では、全面にイチジクが作付けされていました。現地写真でイチジクの周りに生えている草は、雑草ではなくイネ科の「ナギナタガヤ」という日本の植生に適した在来種で、特に果樹園の下草として雑草抑制をはじめ有機物の補給、土壌流出防止、根による深耕

など多くの効果が見込まれる草とのことで各所紹介されております。収穫したイチジクは、NPO 法人に加工を依頼し、ジャム製品やその他ケーキ、ペーストとなどに加工し、インターネットサイト上などでも紹介、販売しております。また、小比企町の他の1筆については、イチジク料理専門店を介して利用客を募り、色々な種類のイチジクの収穫体験もさせているとのことでした。

小比企町の他の7筆については、元々水はけが悪く、露地野菜の生育には適していなかったことから、自身の農業経営の中心であり、水にも強いイチジクやウメの果樹に切り替えて栽培をしているとのことでした。小比企町の他の2筆については耕うん状態で、カボチャとトウガンを作付けしていくとのことでした。小比企町の他の1筆では、キクイモが作付けされており、こちらは大学の食堂に納めているとのことでした。

地区の担当委員として見守ってきましたが、インターネット上でも「東京いちじく」として商品 PR を行い、イチジクを中心とした農業経営のスタイルも確立してきている様で販路も広がり、昨年からは福祉関係との兼業も辞め、農業に専念できる環境になったことで、畑で作業している姿を見る度に、これまで以上に熱心に農業に取り組む姿勢や工夫も感じられました。今回は、1年前の作付や損益の計画書と比較してみても、収穫見込みや売上高も、現実的な数字となっていますので、更なる安定した農業経営に結びついていくことを大いに期待しながら、今後も引き続き見守っていきたいと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

農業委員 新規就農者が利用権設定を受け、作付計画を立てるときは、普及センターの指導員のアドバイスを受ければ、その後の農業経営にも役立つと思います。

議長 作付計画を立てるときに、普及センターの指導員は目を通すのでしょうか。

事務局 見せていません。

議長 専門分野外のことについては、普及センターのような指導機関に意見を仰ぐのは良いことだと思う。今後の検討課題としたい。

農業委員 よろしくお願ひします。

議長 他に意見はございませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第7「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願ひします。

事務局

第7「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」

所有者について、住所は東京都立川市1名。

願出地は上恩方町にある1筆、366㎡。登記地目は「畑」、現況は「山林」、現況となった時期は「平成17年3月ころ」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願ひします。

農業委員

それではご報告いたします。4月16日、農業委員、事務局とともに、現地を確認しました。当該地は、西東京バス陣馬高原下バス停から約90m南西に位置する北向きの斜面地です。当該地に入る場合は1m以上の段差があり、道もないためかなり困難な状況でした。現地の様子

ですが、東側の原野から土砂が流れ込んでおり、篠等の雑木が繁茂して  
いました。長年耕作の用に供されていないため、この状態から再び  
農地へ戻すことは困難だと思います。

報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮り  
します。第7については、これを証明することにご異議ございません  
か。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議  
題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」  
買取申出生産緑地は丹木町二丁目の土地1筆、793㎡。  
買取申出事由の生じた者について、住所は加住町一丁目、申出者との  
続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「平成31  
年4月12日」、年齢は「88歳」、年間従事日数は「300日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いし  
たいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それではご報告いたします。6月8日、事務局職員とともに現地を確  
認し、願出者からお話を伺いました。願出者の父は、農家が家業とい  
うこともあり中学校卒業後に父のもとで農業に携わり始めました。稲  
作を中心に、露地野菜、クリ等を販売してきましたが、35歳の時に不  
動産も始め、兼業農家となりました。収穫した作物は福生の市場に  
出荷するほか、庭先での販売、自家消費や近所に配っていました。も  
ともと持病で糖尿病を患っていましたが、70歳の時に脳梗塞で倒れ左  
半身麻痺となりました。リハビリにより日常生活を送れるまでに回復  
はしましたが、以前の様に農作業を行うことは難しく、母や長男が農



作業を手伝うこととなりました。その後、亡くなる半年前から老人ホームに入所することになり、平成31年4月12日に88歳でなくなりました。父は加住町一丁目と宮下町にも生産緑地を所有していますが、そちらについては母が相続し農地として管理していくとのことでした。今回の調査により、願出があった生産緑地について、お元気だったころは、中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地で従事者証明が出されたのち買収の申し出がされた土地は農業者が優先して取得できるので、希望者がいた場合、委員の皆様は斡旋してください。事務局が対応します。

第9「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第9「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。（4件）

議長 ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（1件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。

農業委員 この案件について、買収によって期限が確定したと聞いていますが、また同時に生産緑地の解除もあるようですが、これらが農業委員会にかからない理由を教えてください。

事務局 この報告案件については、道路用地として市の用地買収がかかっています。生産緑地の解除・指定等については、都市計画審議会で決定されるもので、特にこの案件のように公共用地として取得され、使用されるものについては、農業委員会総会には付議されないこととなっています。

農業委員 権利の異動を伴う転用については報告されるが、公共用地だと生産緑地が狭まってしまうことに農業委員会は関われないのでしょうか。

事務局 生産緑地を公共目的で使う場合は、農業委員会は関係ありません。公共目的であれば転用の届出はいりません。ただし、500㎡あった生産緑地のうち300㎡が道路用地として買収され、残りが200㎡となった場合は残りの200㎡は転用の届出が必要となります。

農業委員 道路に関しては、賛否あると思うが、生産緑地が減ってしまうことについて、十分審議できるように求めます。

議長 以上で、本総会議題の全日程は終了しました。  
ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第2番 熊澤治彦 委員

第3番 青柳有希子 委員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和2年度八王子市農業委員会第3回総会を閉会します。

《午後2時45分閉会》